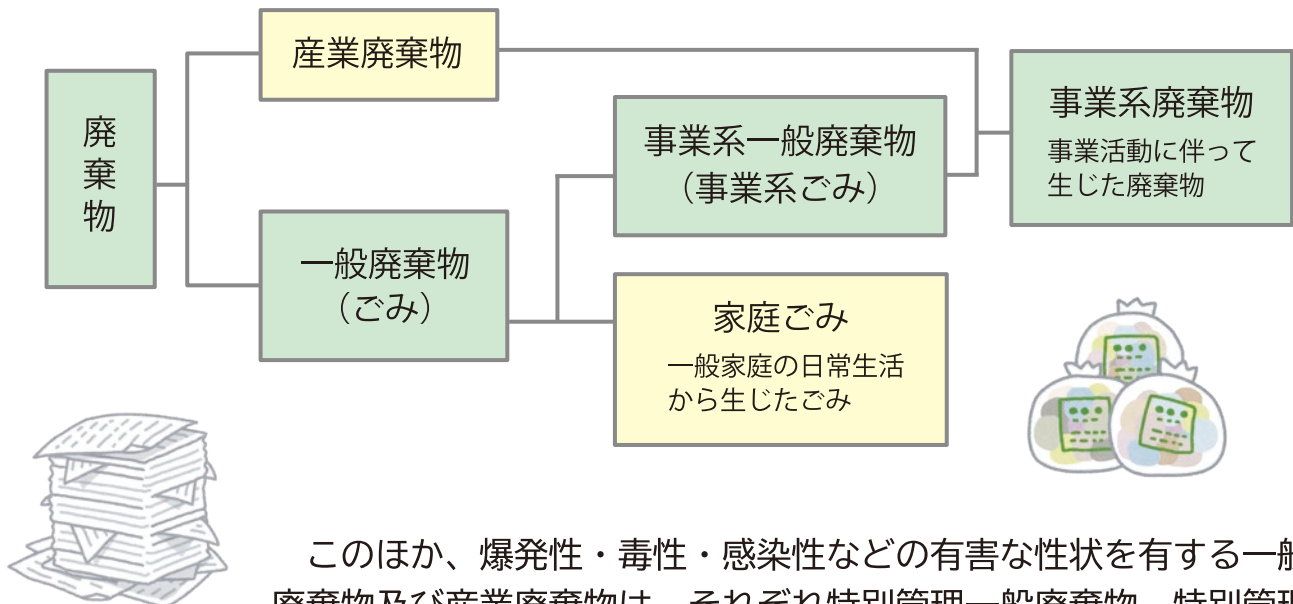


廃棄物の分類

廃棄物の分類



このほか、爆発性・毒性・感染性などの有害な性状を有する一般廃棄物及び産業廃棄物は、それぞれ特別管理一般廃棄物、特別管理産業廃棄物に分類されます。

事業所から排出される廃棄物は、事業所の皆様の責任で処理することが法律で義務付けられています。減量化、適正処理を徹底しましょう。



事業系一般廃棄物とは？



事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物のことです。

- 例) ・ 事務所から出る茶殻、汚れた紙くず
・ 飲食店や従業員食堂から出る調理くず
・ 事業所の敷地内で剪定した枝葉、枯れ草



※排出する事業所の業種によっては産業廃棄物にあたる場合があります。